

福島県で「障がい者のためのわかりやすい東電賠償学習会」が 開催されました！！

1月29日（日）、福島県郡山市で、日本障害フォーラム（JDF）、日本弁護士連合会、福島県弁護士会主催による、「障がい者のためのわかりやすい東電賠償学習会」が開催されました。

今回の被害は類例のない事態であり、損害賠償についてどう考え、どう進めていくのかは大変難しい問題です。また、障害者にとって情報の正確な収集、交渉力等を補うことなく自力で全て進めていくことには多大な困難があります。そこでJDF、日弁連、福島弁護士会では、障害者が被害者として適切に権利を行使できるよう、原発損害賠償についてわかりやすく理解できる学習会を実施し、今後も支援活動を続けることとなります。

学習会の参加者は100名を超え、郡山市内のろう者、5名が参加されました。内容は、2名の弁護士による質疑応答形式の資料を基にしたポイントの解説と、参加者との質疑応答が行なわれました。

主なポイントは次の通りです。



1. 東電に対する賠償請求期間は原則として、平成23年3月11日から3年以内です。それを過ぎると時効となり、請求できなくなることはあります。よって、ぎりぎりでの請求は避けるべきではあるものの、現状ではあわてて請求する必要はないと言えます。
2. 当初、東電の請求書類にあった「合意書」には「一切の異議・追加の請求を申し立てることはありません」とあり、一度合意してしまうとそれ以上の請求ができなくなる状況でした。東電は世論の批判を受け、この記載を削除することを発表しましたが、「合意書」に記載する際には、念には念を入れて、**この記載がないことをきちんと確認することが極めて重要です。**
3. 東電の損害賠償請求書はあくまで東京電力の考えに基づくものであり、請求手続きの方法はひとつではありません。より簡単にわかりやすく記入できる申立（もうしたて）書式による申立てを認めている原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）に申し立てる方法もあります。
日弁連有志が作成した、わかりやすい申立書の書式は以下のHPに掲載されています。
http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/special_theme/data/form.pdf
4. 損害の対象になる項目は大きくまとめると以下のようになります。
 - ①避難に伴う実費（身体の放射能検査の費用、家に一時的に戻る費用、生活費の増加など）
 - ②生命・身体的損害（避難時のけが、避難中の身体の状態がわるくなったことなど）
 - ③精神的損害（国の指示による避難生活の苦しさなど）
 - ④営業損害
 - ⑤就労不能等に伴う損害（働けなくなりもらえなくなった給料、仕事を失った損害）
 - ⑥検査費用（持っている自動車の放射能の検査をする費用）
 - ⑦財物価値の喪失又は減少等（土地・建物が放射能汚染で価値が減った分）
 - ⑧放射能被曝による損害（放射能を浴びたことによって起きた病気など）
 - ⑨自主的避難に伴う損害及び避難しなかったことによる損害

5. 損害賠償に関する和解の仲介機関または相談窓口

◆原子力損害賠償紛争解決センター

〈原子力損害賠償紛争解決センター 福島事務所〉

〒963-8811 福島県郡山市方八町 1-2-10 郡中東口ビル 2 階

〈原子力損害賠償紛争解決センター 東京事務所〉

〒105-0004 東京都港区新橋 1-9-6 COI 新橋ビル 3 階

〈お問合せ先〉

電話番号：0120-377-155（平日 10 時～17 時）

Eメール：chukai@mext.go.jp

※現在、FAXによる受付対応はできません。

◆福島県弁護士会 原子力発電所事故被害者救援支援センター

電話番号：024-533-7770（平日 10 時～15 時）

URL：http://business3.plala.or.jp/fba/sinsai_soudan/pdf/kyusaisien.pdf

※被害者救援支援センター受付窓口（表面・青枠）は、弁護士をご紹介する窓口となりますので、センター受付窓口で賠償問題の相談はできません。

※東北地方太平洋沖地震無料電話法律相談（裏面・緑枠）は、現在FAXによる相談は受け付けておりませんが、今後の対応については検討がされる予定です。

※震災・原発相談窓口（予約制・面談相談）（裏面・黄色枠）は、予約をし、面談での相談となります。現在、FAXによる予約受付には対応していませんが、早急に検討するとのことと、対応が決定した場合は改めてご案内いたします。

◆東京原発被災者弁護団

電話番号：0120-730-750 FAX 番号：03-3502-8555

URL：<http://www.ghb-law.net/>

〈福島県弁護士会 原子力事故被害者救済支援センターのチラシ〉
 （表） （裏）

**福島県弁護士会 原子力発電所事故
被害者救済支援センター**

当センターは原発事故の被害者救済を支援するため、以下の業務を行う弁護士を紹介いたします。

- ・原子力損害賠償に関する相談（3回まで無料）
- ・東京電力に対する仮払請求の代理
- ・東京電力に対する損害賠償請求の代理
- ・紛争解決センターへの和解仲介の申立の代理

代理業務は有料となりますが、個人の方は、原則として法テラスの法律扶助（※）をご利用いただけます。資力等によりご利用できない場合もございますので、詳しくは紹介された弁護士にご相談ください。

※法テラスの法律扶助とは？
法テラスが利用者の弁護士費用を立替払いし、利用者は当該立替金を法テラスに分割で支払う制度。

弁護士との相談までの流れ

①当センターにお電話をいただきます。

②当センターから、担当弁護士をご紹介します。

③お客様から担当弁護士にご連絡していただき、ご予約の上、担当弁護士の事務所にて相談となります。

※電話での相談を希望される場合は、裏面記載の電話相談をご利用ください。
※出張相談は行っていません。

受付窓口（平日10時～15時）
024 - 533 - 7770
 つながりにくいこともございますが、ご了承下さい。

手軽に電話で相談されたい方には・・・

東北地方太平洋沖地震無料電話法律相談

福島県弁護士会は、被災された方に対する法的支援のため、被災者を対象とする無料電話法律相談を実施しています。

時 間	平日 午後2時～午後4時
電話番号	024-534-1211 024-925-6511 0242-27-2522 0246-25-0455

お近くの公共施設などで相談されたい方には・・・

福島県弁護士会
震災・原発相談窓口（予約制・面談相談）
— 相談時間30分・相談料なし —
受付フリーダイヤル（平日10時～16時）
0120-700-791

県内8カ所で相談実施（相談場所へのアクセス、相談曜日、時間などは受付フリーダイヤルへお問い合わせ下さい。）

福島	福島法律相談センター	会津若松	会津若松法律相談センター
二本松	福島県男女共生センター第4研修室	猪苗代	猪苗代町体験交流館
郡山	郡山法律相談センター	いわき	福島地裁いわき支部4階弁護士控室
白河	白河法律相談センター	相馬	相馬法律相談センター

ネットでも・・・

被災された方に役立つ情報をご紹介しておりますので、ご利用下さい。
 HPアドレス <http://business3.plala.or.jp/fba/>
 携帯HPアドレス <http://business3.plala.or.jp/fba/k/>

「東日本大震災聴覚障害者救援中央本部の活動」ポスターの展示状況

「東日本大震災聴覚障害者救援中央本部の活動」ポスターを多くの地域で展示いただきまして誠にありがとうございます。2011年11月の作成以来、35件のお申込みをいただいております。すでに13か所の会場で展示されましたのでその様子を一部ご紹介いたします。

3月4日(日)の「耳の日」関連イベントでの予約は予定数に達したため新規受付を終了していますが、それ以外の日程に関しては貸出可能です。ぜひ、地域の総会、行事等で展示いただき、被災地の聴覚障害者の生活が本当の意味で元に戻るまでに必要な支援活動に結びつけていただきたいと思います。

〈お申込み先〉救援中央本部情報・広報担当：後藤・中村 FAX03-3267-3445

〈1月15日：愛媛県三団体学習会〉



〈1月22日：栃木県新春の集い〉



〈1月15日：鹿児島県交流新年会〉

東日本大地震発生から、聴覚障害者救援中央本部の活動の様子がわかりました。個人では、なかなか大きな支援をすることはむずかしいので、このポスターを多くの方がご覧になって、これからも自分ができることで、復興への支援を続けていくことが大切だと思いました。義援金も増えていただき、ありがとうございます。2月19日手話で話そう県民の集いももっとPRしたいと思っています。鹿児島県聴覚障害者協会



パネルの写真をしてみました。

1. 地震発生から半年の活動が上手に時系列で纏まってわかりやすい。
2. 支援と一口で言っても色々あり、自分なりの支援ができることを考えることができた。
3. サブタイトルの「皆と共に力を合わせて復興へ」が全国に仲間がいると思える力強い言葉で、元気が出る。

鹿児島県手話通訳問題研究会 会長

☆☆☆ 義援金のお願い ☆☆☆

被災地の聴覚障害者ら仲間の支援のために皆様のご協力をお願いします。

- ① 銀行：みずほ銀行 江戸川橋支店 普通預金 口座番号：1511276
名義：(財)全日本聾唖連盟 災害救援基金 代表 石野富志郎
(ザイタンホクゼンセンニホンオウレンメイ サカイクエンキョウカ 化ヨウ イソフジ サゴウ)
※みずほ銀行内(本・支店間)での振込の場合、振込手数料は免除されます。
- ② 郵便振替：記号 00160-9-166840 名義：(財)全日本聾唖連盟
※通信欄に「東日本大震災の災害義援金」とご記入ください。

義援金総額 59,799,868 円 (1,136件 2012年2月15日現在)